

第 3 7 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 平成 3 0 年 6 月 8 日 (木) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 相模 農夫 男 が 招集 した。

2 場所 柏市 本庁 舎別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席 した 委員 は 次 の と お り で あ る 。

1 番	鈴 木 房 夫	2 番	伊 原 清
3 番	秋 谷 幸 男	5 番	欠 員
6 番	浜 島 照 雄	7 番	鈴 木 勲
8 番	染 谷 茂 幸	9 番	西 川 圭 二
1 0 番	欠 員	1 1 番	欠 員
1 2 番	程 田 平	1 4 番	酒 卷 寿 雄
1 5 番	岡 田 英 夫	1 6 番	飯 塚 恒 男
1 7 番	相 模 農 夫 男	1 8 番	染 谷 茂
1 9 番	飯 野 文 夫	2 0 番	坂 卷 洋 行
2 2 番	成 嶋 君 美	2 3 番	金 子 守 孝
2 4 番	谷 田 貝 和 代	2 5 番	村 越 等
2 6 番	山 野 辺 守	2 7 番	中 台 実
2 8 番	増 田 直 晴	2 9 番	秋 谷 昌 治

2 6 名 中 2 3 名 出 席 欠 員 3 名

4 欠席 した 委員 は 次 の と お り で あ る 。

4 番	林 伸 司	1 3 番	渡 部 和 子
2 1 番	遠 藤 秀 生		

5 出席 した 事務局 職員 は 次 の と お り で あ る 。

次 長	寺 嶋 浩
副 主 幹	早 崎 秀 隆
副 主 幹	原 田 圭 介

6 本 日 の 会 議 に 付 議 した 議 案 は 次 の と お り で あ る 。

議 案 第 1 号 農 地 法 第 3 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に 対 す る 許 可
に つ い て

議 案 第 2 号 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に 対 す る 県 へ

の意見の送付について

議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより、第37回農業委員会総会を開催をいたします。

本日の出席委員は、26名中23名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、これより自席で着席してさせていただきます。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

村越等委員，山野辺守委員，よろしくお願いをいたします。

議長 次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございます。ご了承願います。

今月の担当は第 4 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，伊原委員長，よろしくお願いをいたします。

伊原委員長 座ったままで失礼します。

第 2 1 期第 4 調査会は，最後の担当総会でございますので，よろしくお願います。

農地第 4 調査会は，去る 5 月 3 1 日，6 月 1 日，平成 3 0 年度第 3 回農地調査会を実施しました。

最初に，事務局から今回の調査事案である農地法第 3 条 1 件，第 5 条 2 件，主たる従事者証明 1 件について，概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後，今回の調査案件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，平成 3 0 年 2 月に開催された第 3 3 回総会の議案第 1 号から第 3 号の 7 件の案件については，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上でございます。

議長 ご苦勞さまでした。

議長 それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまです。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を伊原委員長、お願いいたします。

伊原委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料のほうは2ページからになります。

本件は、大井在住の譲受人の方が、自作地の隣接地で耕作しやすいため、大井在住の譲渡人の方は、高齢により農業経営を縮小するため、使用貸借権設定の許可申請であります。

申請地は、大井の畑2筆1, 431㎡で、ネギ、エダマメ、オクラ、ブロッコリー、トウモロコシ等を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、2人で従事し、耕作面積は213aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

議長 はい、中台委員。

中台委員 ●●さんは、直売か何かやっているんですか。

伊原委員長 かしわでの方に出していますね。ほかはちょっとわかりませんが。

中台委員 かしわでのほうに出しているんですか。

伊原委員長 ええ、いろいろと何種類も出していますね。

中台委員 2人って書いてありますね。

伊原委員長 ええ。旦那さんが、もう6年ぐらいになるかな、亡くなって、今、お母さんと2人でやっています。最近結婚したと言っていましたので、今度は3人でやるようになるんじゃないですか。

浜島委員 この譲受人は、畑を大分一生懸命やっている。すごい真面目にやっています。もう真剣に取り組んでいます。いい野菜つくっていますよ。

伊原委員長 そうですね。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

議長 議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を伊原委員長，お願いいたします。

伊原委員長 それでは，1番についてご報告いたします。

調査会資料は6ページからになります。

本件は，使用貸借による権利の設定を伴う専用住宅用地への転用の許可申請であります。

申請地は，鷺野谷の畑1筆348㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，現在，妻と子3人の計5人で実家に住んでいますが，手狭になってきたため，隣接する父の土地に専用住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は，木造2階建て，建築面積は66.24㎡，延べ床面積は125.03㎡です。

被害防除対策につきましては，雨水は建物の周囲に雨水浸透ますを設け，オーバーフロー分を既設管へ放流，汚水雑排水は合併浄化槽で処理した後に，既設管に放流します。

周囲は，西側には築堤を設置，東側は現況の溝を用いて土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問ございませんか。

中台委員 実家とは近くですか。実家の建物は。

伊原委員長 実家の敷地内に建てる計画です。

議長 庭と続いて畑に少しなっていたような。

中台委員 じゃ、畑だから審査を受けるということ。

伊原委員長 そうです。

秋谷（幸）委員 譲受人は長男なんですか。

伊原委員長 長男ですね。

秋谷（幸）委員 普通に考えればいいんじゃないですか。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、1 番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

2 番について、調査結果の報告を伊原委員長、お願いいたします。

伊原委員長 では、次に、2 番についてご報告いたします。

調査会資料は12ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う建て売り分譲住宅用地への転用許可申請であります。

申請地は、高柳と藤ヶ谷新田の畑4筆1万1,193㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、不動産業を営む法人で、市街化区域に近接し一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であり、また、譲渡人は、健康面から営農が難しいため、建て売り分譲住宅を整備する計画に至ったものであります。

建築内容は、木造2階建て、建築面積は49.68から60.03㎡、延べ床面積は94.81から110.54㎡で、駐車スペース1台分をそれぞれ設ける計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は雨水ますと雨水浸透施設を設置し、オーバーフロー分を道路側溝へ放流、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、道路側溝へ放流します。

隣接農地との間にはコンクリートブロック等を設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適性であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問ございませんか。

鈴木（勲）委員 これ、かなり大規模な開発だと思うんですけども、隣接農地の一部に農業を一生懸命やっている方の土地もあるかと思うんで、そこら辺の説明で特段の意見は出ていないものかと、もう一点、これ、駐車場1台ということなんですけれども、今、普通、お父さん車とお母さん車、2台ぐらい皆さん持っているかと思うのですが、駐車

場は1台分で大丈夫なんですか。

伊原委員長 ただ、面積は全部一緒じゃなくて建築面積は49.68㎡から60.03㎡までいろいろあるみたいです。

鈴木（勲）委員 各戸1台分つくれば……

伊原委員長 つくれば入りますよね。土地の面積は余分にとってありますよね。

鈴木（勲）委員 これは、現状、現場の道路は、本当、狭いですよね。

伊原委員長 狭いです。

鈴木（勲）委員 だから、道路へ駐車されると農耕用の車、ここへ行ったら支障出るかと思うんで。

議長 はい、飯野委員。

飯野委員 これ、北工区のところの●●さんの土地は畑ですか。農地ですか。

伊原委員長 北ですね。

飯野委員 14ページの上のところです。

伊原委員長 ここは畑じゃないです。太陽光になっています。

飯野委員 わかりました。

これ、民法で定められた範囲で境界を空けますという規程があるんだけど、境界から建物の芯までが50cmとか60cmとかで建てても、2階建てで雪とかが屋根から隣の敷地に落ちた場合、その家主と隣接地の人の問題になって、分譲住宅の会社は責任とってくれないんだよね。

議長 その辺は、確かに難しい問題だと思いますね。

伊原委員長 建て売り住宅というのは、案外と目いっぱい使うからね。

議長 ただ、建築基準法の中でやってれば違反じゃないから難しい。法律というのは、いろいろ考えてつくったんだろうけれども、運用してみるといろいろな問題が出てきたりとかしているわけで、その都度見直せばいいんだろうけれども、そこを直せば他にも支障が出てきたりいろいろ難しいのかもしれないね。

何か質問ございませんか。

中台委員 今回の譲渡人に後継者はいるんですか。

鈴木（勲）委員 今はいない。子供さんも勤めているみたいですからね。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、2番を承認いたします。

議長 議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を伊原委員長、お願いいたします。

伊原委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は32ページからになります。

本件は、塚崎等に在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地を柏市へ買い取り申し出するための、農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、塚崎の畑6筆9、782㎡です。

申請理由は、平成29年6月に農業経営に欠くことのできない申出者の父が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問ございませんか。

はい、飯野委員。

飯野委員 ●●aと先ほど訂正しましたけれども、これ9、782㎡、差し引きはどういうふうな。

伊原委員長 差し引き残は、調整区域の田んぼ●●ぐらい。

飯野委員 田んぼですか。

伊原委員長 田んぼです。

飯野委員 わかりました。

議長 ●●反ぐらい。

飯野委員 ●●反ぐらい，はい。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，1番を承認いたします。

議長 議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは，審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 それでは，ご説明いたします。

第1番，第2番及び第3番は，大青田に在住の農業者が新利根の田

3筆，合計面積4,532㎡に新規で賃借権を設定するもので，設定期間は10年です。

第4番は，布瀬に在住の農業者が弁天下の畑1筆，面積4,092㎡に継続して賃借権を設定するもので，設定期間は10年です。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので，承認いたします。

議長 議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは，議案第4号が終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上をもちまして，本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ご苦労さまでした。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 7月の予定を申し上げます。

7月2日月曜日、7月3日火曜日が調査会で、7月2日は午前9時から、3日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、第1調査会です。

7月6日金曜日が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第37回柏市農業委員会総会を閉会をいたします。

(午後3時10分閉会)